

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

定 款

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に関する経営及び技術の改善向上または知識の普及を図るための情報の提供及び支援
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に関する受発注開拓及びコーディネート、共同受注の推進
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に関する調査・研究事業
4. 各種広告宣伝並びに印刷物の企画、制作、実施
5. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を 大阪市中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 法人成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員の資格の得喪)

第6条 社員は、当法人の目的に賛同する者でなければならない。

- 2 社員は、次に掲げる事由によりその資格を喪失する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
 - (3) 1年以上会費等を滞納したとき
 - (4) 総社員の同意
 - (5) 社員である団体の解散
 - (6) 除名されたとき
- 3 社員は、前項の資格を喪失したときは退社するものとする。

(退 社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1 ヶ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

- 2 社員の除名については、当法人の社員が法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第9条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法」という）第49条第2項に規定する事項または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第13条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及

び出席理事が署名または記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 第 13 条の場合も、前項の議事録を作成する。

第 4 章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第16条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第17条 当法人には理事を 3 名以上及び監事 1 名以上を置く。

(理事及び監事の資格)

第18条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が 2 年に足りないときは、第 1 項によるものとする。

(代表理事)

第20条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事会の決議によって選定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

第5章 理事会

(招 集)

第22条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第24条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第25条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第26条 代表理事は、毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第27条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印する。

(理事等の責任免除等)

第28条 当法人は、一般社団・一般財団法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事または監事の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 基金

(基金の募集)

第29条 当法人は、社員または第三者に対し、一般社団・一般財団法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第30条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第31条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第32条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第7章 解散

(解散の事由)

第33条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1 社員総会の決議
- 2 法人の合併
- 3 社員が欠けたとき
- 4 法人の破産手続開始決定
- 5 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第34条 前条第1号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人

を継続することができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成24年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人その他の法令の定めるところによる。

現行定款の写しに相違ありません。

平成29年2月13日

大阪府中央区法円坂一丁目1番35号

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

代表理事 富田 一幸

